

平成27年第4回笠間市教育委員会定例会会議録

1. 招集日時 平成27年4月21日(火) 午後4時00分開議
2. 招集場所 笠間市教育委員会庁舎 会議室
3. 会議録署名人 教育委員 小野瀬 彰
4. 出席者 教育委員 5名
事務局 12名
5. 傍聴人 なし
6. 提出された議題(議事) 以下のとおり
7. 会議の概要
 - (1) 開会
平澤委員長 午後4時00分開会を宣す。
 - (2) 議事録署名人の指名
平澤委員長 小野瀬委員を指名する。
 - (3) 教育長の報告
今泉教育長 別紙により教育長事務報告をする。
平澤委員長 教育長の事務報告が終わりました。委員の意見を求めます。
各委員 (特になしの声)
平澤委員長 それでは、教育長の報告については、以上のとおりとします。
 - (4) 議事
平澤委員長 続きまして、議事に入ります。「報告第4号 専決処分の承認を求めることについて」を上程し、事務局より説明を求めます。
事務局 原案に基づいて説明をする。
平澤委員長 これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。
柴山委員 この中に加藤桜老氏の研究者はいますか。
今泉教育長 南先生と矢口先生と小室先生が携わっております。
柴山委員 NHKの大河ドラマに関連付けて、何かできないでしょうか。南先生を知っているので聞いてみます。
事務局 はい。わかりました。
井上委員 この研究員について、若い方たちは育っているのでしょうか。

事務局 あまり若い方はいません。教員をやめた方たちが後任で入ってくる形が多いです。全体的に高齢な方が多いです。

井上委員 興味がある若い方がいればいいですね。

平澤委員長
事務局 年に何回会合をしていますか。
月に4回、毎週木曜日に笠間図書館と旧岩間公民館を交互に会場にして開催しております。

平澤委員長
事務局 手当はどうなっていますか。
1日当たり4,500円の手当となっています。

平澤委員長
各委員 わかりました。ほかに何かご質問等はございますか。
(特になしの声)

平澤委員長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり承認することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

平澤委員長 異議なしと認め、「報告第4号 専決処分の承認を求めることについて」は、原案のとおり承認いたします。

平澤委員長 次に「報告第5号 専決処分の承認を求めることについて」を上程し、事務局より説明を求めます。

事務局 原案に基づいて説明をする。

平澤委員長
各委員 これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。
(特になしの声)

平澤委員長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり承認することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

平澤委員長 異議なしと認め、「報告第5号 専決処分の承認を求めることについて」は、原案のとおり承認いたします。

平澤委員長 次に「報告第6号 専決処分の承認を求めることについて」を上程し、事務局より説明を求めます。

事務局 原案に基づいて説明をする。

平澤委員長
各委員 これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。
(特になしの声)

平澤委員長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり承認することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

平澤委員長 異議なしと認め、「報告第6号 専決処分の承認を求めることについて」は、原案のとおり承認いたします。

平澤委員長 次に「報告第7号 専決処分の承認を求めることについて」を上程し、事務局より説明を求めます。

事務局 原案に基づいて説明をする。

平澤委員長
各委員 これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。
(特になしの声)

平澤委員長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり承認することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

平澤委員長 異議なしと認め、「報告第7号 専決処分の承認を求めることについて」は、原案のとおり承認いたします。

平澤委員長 次に「議案第30号 笠間市立学校管理規則の一部を改正する規則について」から「議案第33号 笠間市立小学校及び中学校の体育施設開放運営協議会規程の一部を改正する訓令について」までは「学校教育法」の一部改正に伴う規則等の整理のため、一括して説明、審査を行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

平澤委員長 それでは「議案第30号 笠間市立学校管理規則の一部を改正する規則について」、「議案第31号 笠間市立学校処務規程の一部を改正することについて」、「議案第32号 笠間市立学校職員服務規定の一部を改正することについて」、「議案第33号 笠間市立小学校及び中学校の体育施設開放運営協議会規程の一部を改正する訓令について」を一括して上程し、事務局より説明を求めます。

事務局 原案に基づいて説明をする。

平澤委員長 これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

井上委員 大規模校とは何人以上の学校を指すのでしょうか。

事務局 副校長の設置にあたっては、人数やクラス数の基準は特にございません。学校や地域の状況を鑑みて任意に設置できるとされています。今回3校が集まった統合ということもありまして、副校長の配置に至ったものでございます。

井上委員 ありがとうございます。

平澤委員長 ほかに、副校長を配置したり、教頭が2人いる学校はありますか。

今泉教育長 市内にはありません。県としては大規模校に副校長を配置する方向のようですが、副校長自身が少ないのが現状です。

平澤委員長 わかりました。ほかに何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

平澤委員長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

平澤委員長 異議なしと認め、「議案第30号 笠間市立学校管理規則の一部を改正する規則について」、「議案第31号 笠間市立学校処務規程の一部を改正することについて」、「議案第32号 笠間市立学校職員服務規定の一部を改正することについて」、「議案第33号 笠間市立小学校及び中学校の体育施設開放運営協議会規程の一部を改正する訓令について」は、原案のとおり可決いたします。

(5) その他 なし

(6) 閉会
平澤委員長 午後4時41分閉会を宣す。

8. 議決事項

報告第4号	専決処分の承認を求めることについて	承認
報告第5号	専決処分の承認を求めることについて	承認
報告第6号	専決処分の承認を求めることについて	承認
報告第7号	専決処分の承認を求めることについて	承認
議案第30号	笠間市立学校管理規則の一部を改正する規則について	可決
議案第31号	笠間市立学校処務規程の一部を改正することについて	可決
議案第32号	笠間市立学校職員服務規定の一部を改正することについて	可決
議案第33号	笠間市立小学校及び中学校の体育施設開放運営協議会規程の一部を改正する訓令について	可決